［別紙５－１］

資金調達手段の詳細

資金調達手段の番号	
資金調達手段の概要	
資金の調達可能額	円 ・附属書Ⅵ第９条１に規定する限度額を、超えている/超えていない。 ・「調達すべき資金の額」の表中、①及び②の負担金の納付に係る通知を受けた日付、③の請求に関する裁判判決を受けた日付、④の納付金の納付に係る通知を受けた日付におけるＳＤＲを日本円に換算した金額を調達することを約束する。
資金の調達手段が資金確保のために適当なものであることの説明	

［添付書類］

１．「資金の調達手段が資金確保のために適当なものであることの説明」における記載事項を証する書類（保険証書、保険金額が明確にわかる書類、自己資金が存在することを示す貸借対照表等、申請者と船舶所有者との間の契約書、覚書等）を添付すること。

［記載要領］

１．資金調達手段が複数ある場合は、資金調達手段の数に応じ、適宜本表を追加して作成すること。
２．不要の文字は抹消すること。
３．「資金の調達手段が資金確保のために適当なものであることの説明」については、次の点を満たすように記載すること。
・申請者が［別紙５］の「調達すべき資金の額」中の①～④の全ての場合において、支払が可能であること及びその理由を説明すること。
・資金の調達手段としている保険が、申請者が加入するものではない場合においては、［別紙５］の「調達すべき資金の額」中の①～④の場合に申請者に対して請求がなされた場合に、どのような資金の流れにより、申請者から支払を行うことができるのかについて、［添付書類］を用いながら説明すること。

様式第一の二の次に次の一様式を加える。

様式第一の三（第十条の二関係）

緊急時計画

年　　月　　日

環境大臣　殿

申請者

住所

氏名

電話番号

南極地域の環境の保護に関する法律第６条第２項の規定に基づき、　　年　月　日付南極地域活動計画確認申請書と併せ、緊急時計画を次のとおり提出します。

緊急時計画の番号	南極地域活動計画に含まれる緊急時計画の名称	緊急時計画の種類	対応する南極地域活動計画の番号
備考			